

使用開始日: 2016年10月26日

## りそな日本株リサーチ戦略ファンド (オープン型)

追加型投信 / 国内 / 株式

〈愛称〉 **Rのチカラ・オープン**



- 本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。この目論見書により行うりそな日本株リサーチ戦略ファンド（オープン型）の受益権の募集については、発行者であるアムンディ・ジャパン株式会社（委託会社）は、同法第5条の規定により有価証券届出書を平成28年10月25日に関東財務局長に提出しており、平成28年10月26日にその届出の効力が生じております。
- ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は下記〈ファンドに関する照会先〉のホームページで閲覧できます。また、本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に掲載されております。
- 投資信託説明書（請求目論見書）については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づいて組成された金融商品であり、商品内容の重大な変更を行う場合には、同法に基づき事前に受益者の意向を確認する手続き等を行います。また、ファンドの投資信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については、下記〈ファンドに関する照会先〉までお問合せください。

### ファンドの商品分類および属性区分

	商品分類			属性区分			
	単字型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
平成28年 12月4日まで	追加型	国内	株式	株式 一般	年1回	日本	
平成28年 12月5日以降	追加型	国内	株式	その他資産（投資信託 証券（株式 一般））	年1回	日本	ファミリー ファンド

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご覧ください。

※平成28年12月5日以降はファミリーファンド方式での運用となります。

■ 委託会社【ファンドの運用の指図を行う者】  
アムンディ・ジャパン株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第350号

設立年月日: 1971年11月22日  
資本金: 12億円(2016年9月末現在)  
運用する投資信託財産の合計純資産総額:  
2兆2,774億円(2016年7月末現在)

■ 受託会社【ファンドの財産の保管および管理を行う者】  
野村信託銀行株式会社

■ 〈ファンドに関する照会先〉

**アムンディ・ジャパン株式会社**  
お客様サポートライン 0120-202-900 (フリーダイヤル)  
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで  
ホームページアドレス: <http://www.amundi.co.jp>

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

# ファンドの目的・特色

## ● ファンドの目的

この投資信託は、投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

## ● ファンドの特色

**1** 主として日本の上場株式の中から、個別企業のイノベーションや成長・改善戦略により、今後の収益性向上が期待できる銘柄へ投資し、投資信託財産の成長をめざします。

● 銘柄選択にあたっては、ストラテジストによるマクロ分析およびアナリストによるボトムアップ調査等に基づくアクティブ運用を行います。

※平成28年12月5日以降は、ファンドと同一の目的・運用方針のマザーファンドへの投資を通じて運用を行います。

**2** 日本株の運用にあたっては、株式会社りそな銀行に運用の指図に関する権限を委託します。

※平成28年12月5日以降は、マザーファンドの運用の指図に関する権限を委託します。

### 日本株の運用会社のご紹介

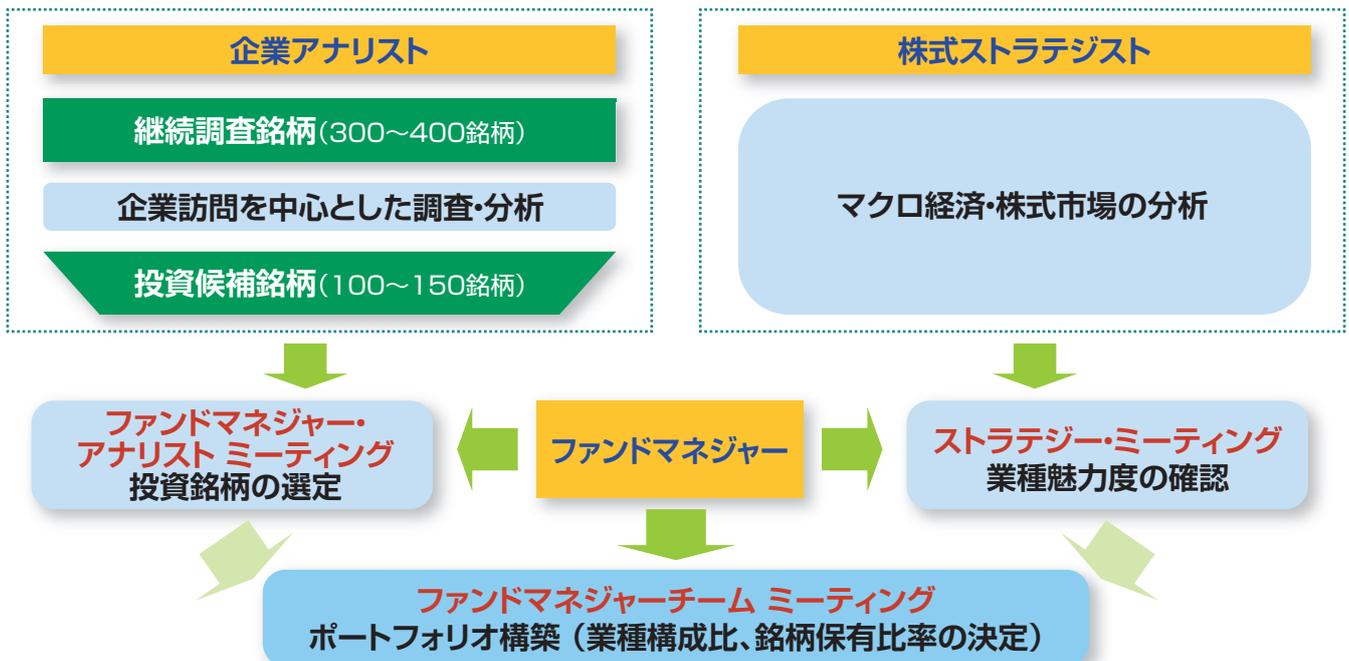
#### ■ りそな銀行の受託資産運用および運用体制

りそな銀行の運用部門は、1962年の設立以来約50年の歴史を持ち、その運用資産残高は15兆2,813億円にのぼり約180名が運用に携わっています。りそな銀行運用部門の中核的な存在である国内株式運用は、1兆7,750億円の受託資産を運用しています。

\*上記は、2016年3月末現在の情報に基づきます。今後予告無く変更されることがあります。

株式会社りそな銀行は、銀行法、金融商品取引法、その他の関連する法令等を遵守して、ファンド(平成28年12月5日以降はマザーファンド)の日本株の運用を行います。なお、運用にあたっては、融資業務などの銀行業務で得た情報を利用しません。

## ● ファンドの運用プロセス(平成28年12月5日以降は、マザーファンドの運用プロセスとなります。)



\*運用プロセスは本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

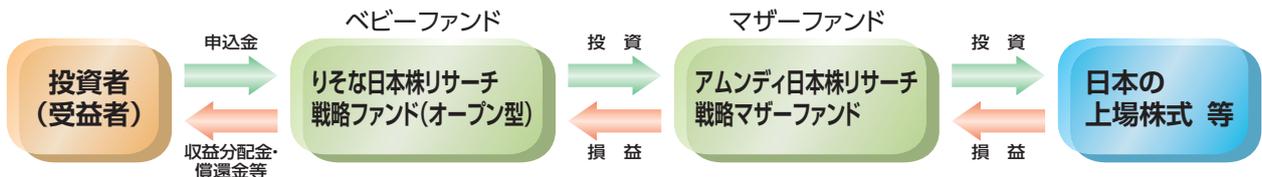
◆ 資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## ● ファンドのしくみ

【イメージ図】



※平成28年12月5日以降はファミリーファンド方式\*で運用を行います。



\*ファミリーファンド方式とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者からご投資いただいた資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して実質的な運用を行います。

## ● 主な投資制限

- 株式の投資割合\*<sup>1</sup>には制限を設けません。
- 外貨建資産への投資は行いません。
- 同一銘柄の株式への投資割合\*<sup>1</sup>は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 同一銘柄の転換社債への投資割合\*<sup>1</sup>は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 投資信託証券(上場投資信託証券を除く\*<sup>2</sup>)への投資割合\*<sup>1</sup>は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

※1 平成28年12月5日以降は、マザーファンドを通じた実質的な投資割合となります。

※2 平成28年12月5日以降は、「(マザーファンドおよび上場投資信託証券を除く)」となります。

## ● 分配方針

毎決算時(原則として毎年7月25日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします)に、原則として、以下の方針に基づき収益分配を行います。

- 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます)等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準および市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- 収益の分配に充てず投資信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
- 収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

# 投資リスク

## ● 基準価額の変動要因

ファンドは、主として国内株式など値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではありません。**  
ファンドの基準価額の下落により、**損失を被り投資元本を割込むことがあります。**  
ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。※平成28年12月5日以降は、マザーファンドへの投資を通じて運用を行います。

### ① 価格変動リスク

株式は、国内および国際的な政治・経済情勢・市況等の影響を受け、価格が下落するリスクがあります。一般に株式市場が下落した場合には、その影響を受けファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

### ② 信用リスク

株式の発行会社が倒産した場合または発行会社の倒産が予想される場合もしくは財務状況の悪化等により社債等の利息または償還金の支払いが遅延または履行されないことが生じた場合または予想される場合には、株価が大幅に下落することがあります(ゼロになる場合もあります)。こうした影響を受けファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。  
ファンドの資金を、コール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、相手方の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

### ③ 流動性リスク

短期間での大量の換金があった場合または大口の換金を受けた場合、換金資金の手当てのために株式を市場で売却した結果、市場にインパクトを与えることがあります。その際、市況動向や流動性の状況によっては、基準価額が下落することがあります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

◆基準価額の変動要因(投資リスク)は上記に限定されるものではありません。

## ● その他の留意点

### ファンドの繰上償還

ファンドは、投資信託財産の純資産総額が10億円を下回った場合等には、信託を終了させることができます。

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

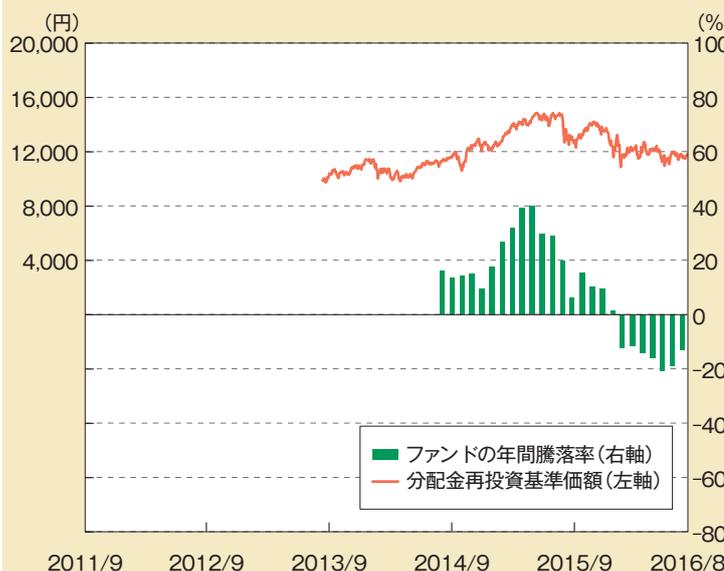
## ● リスクの管理体制

ファンドのリスク管理として、リスクマネジメント部は運用リスク全般の状況をモニタリング、運用パフォーマンスの分析および評価を行うほか、関連法規、諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況をモニタリングしリスク委員会に報告します。コンプライアンス部は、重大なコンプライアンス事案についてコンプライアンス委員会で審議を行い、必要な方策を講じており、当該リスク管理過程については、グループの監査部門が随時監査を行います。

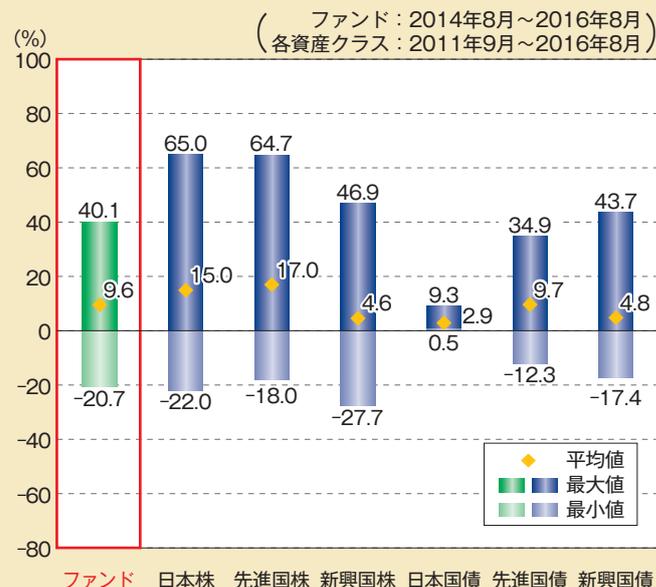
◆上記は本書作成日現在のリスク管理体制です。リスク管理体制は変更されることがあります。

## (参考情報)

① ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



② ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



\*①のグラフは年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

\*②のグラフは、ファンドについては2014年8月から2016年8月までの年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を表示したものです。他の代表的な資産クラスについては2011年9月から2016年8月までの5年間の年間騰落率の平均・最大・最小を表示したものです。

\*年間騰落率および分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および基準価額の推移とは異なる場合があります。

\*②のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

## ○各資産クラスの指数について

### 日本株 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)

東証株価指数 (TOPIX) とは、東京証券取引所第一部に上場している全銘柄を対象として算出した指数で、TOPIXの指数値およびTOPIXの商標は東京証券取引所の知的財産であり、同指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利およびTOPIXの商標に関するすべての権利は、東京証券取引所が有します。東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有します。

### 先進国株 MSCIコクサイ・インデックス (税引後配当込み、円ベース)

MSCIコクサイ・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

### 新興国株 MSCIエマージング・マーケット・インデックス (税引後配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

### 日本国債 NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債とは、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。

### 先進国債 シティ世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

シティ世界国債インデックスとは、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はCitigroup Index LLCに帰属します。また、Citigroup Index LLCは同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有します。

### 新興国債 JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド (円ベース)

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイドとは、J.P.Morgan Securities LLCが算出し公表している、現地通貨建のエマージング・マーケット債で構成されている指数です。同指数の著作権はJ.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

## ● 基準価額・純資産の推移



※再投資後基準価額は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。  
 ※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

基準価額	8,357円	純資産総額	155.9億円
------	--------	-------	---------

## ● 分配の推移

決算日	分配金(円)
第1期(2014年7月25日)	500
第2期(2015年7月27日)	3,600
第3期(2016年7月25日)	0
設定来累計	4,100

※分配金は1万口当たり・税引前です。

## ● 主要な資産の状況

### ◆資産構成

資産	比率(%)
国内株式	95.55
現金等	4.45
合計	100.00

※比率は純資産総額に対する割合です。  
 ※現金等には未払諸費用等を含みます。  
 ※四捨五入の関係で合計が100.00%とならない場合があります。

### ◆その他の資産

先物	比率(%)
先物	3.24

※比率は純資産総額に対する割合です。

### ◆組入上位10銘柄

	銘柄	業種	比率(%)
1	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	4.05
2	キーエンス	電気機器	3.35
3	トヨタ自動車	輸送用機器	3.29
4	ソニー	電気機器	3.07
5	ソフトバンクグループ	情報・通信業	2.78
6	オリックス	その他金融業	2.47
7	東レ	繊維製品	2.34
8	ヤマトホールディングス	陸運業	2.13
9	東京海上ホールディングス	保険業	2.03
10	伊藤忠商事	卸売業	2.01

※比率は、純資産総額に対する割合です。

### ◆組入上位10業種

	業種	比率(%)
1	電気機器	13.46
2	輸送用機器	9.16
3	銀行業	8.76
4	情報・通信業	8.55
5	化学	7.12
6	建設業	5.58
7	機械	4.05
8	医薬品	4.05
9	サービス業	4.04
10	小売業	3.99

※比率は、純資産総額に対する割合です。

## ● 年間収益率の推移



※年間収益率は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。  
 ※ファンドにはベンチマークはありません。  
 ※2013年は設定日(8月20日)から年末まで、2016年は年初から8月31日までの騰落率を表示しています。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。  
 ※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

# 手続・手数料等

## ● お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。 詳しくは販売会社にお問合せください。
購入価額	購入申込受付日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
換金価額	換金申込受付日の基準価額とします。
換金代金	換金申込受付日より起算して、原則として5営業日目から販売会社においてお支払いします。
申込締切時間	原則として毎営業日の午後3時*までに購入・換金のお申込みができます。 販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
購入の申込期間	平成28年10月26日から平成29年10月25日までとします。 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	委託会社の判断により、一定の金額を超える換金申込には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付 の中止および取消し	委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込受付を中止すること、および既に受付けた購入・換金の申込受付を取消すことができます。
信託期間	平成35年7月25日までとします。(設定日：平成25年8月20日)
繰上償還	委託会社は、投資信託財産の純資産総額が10億円を下回ることとなった場合または信託を終了させることが投資者のために有利であると認めたととき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を繰上げて信託を終了させることができます。
決算日	年1回決算、原則毎年7月25日です。休業日の場合は翌営業日とします。
収益分配	年1回。毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。 収益分配金の「再投資」を選択した場合、税引後無手数料で再投資されます。
信託金の限度額	1兆円です。
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎年7月25日の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知っている受益者に販売会社よりお届けいたします。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除が適用される場合があります。 株式投資信託(一部のETFを除く)にかかる益金不算入制度は、法令改正により、平成27年4月1日以降に開始する法人の事業年度については適用されません。 ※上記は平成28年9月末現在の内容に基づいて記載されたものであり、今後変更される場合があります。

※上記所定の時間までにお申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからのお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

# ● ファンドの費用・税金

## ファンドの費用

### <投資者が直接的に負担する費用>

購入時手数料	購入申込受付日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。詳しくは販売会社にお問合せください。	
	料率上限 (本書作成日現在)	役務の内容
	3.24% (税抜3.0%)	商品や関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として販売会社にお支払いいただきます。
信託財産留保額	ありません。	

### <投資者が投資信託財産で間接的に負担する費用>

運用管理費用 (信託報酬)	信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に対し年率1.782% (税抜1.65%) を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて、毎日、費用計上されます。		
	〔信託報酬の配分〕 (年率)		
	支払先	料率	役務の内容
	委託会社	0.80% (税抜)	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	0.80% (税抜)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価	
受託会社	0.05% (税抜)	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価	
	* 委託会社の信託報酬から、運用委託報酬 (平成28年12月5日以降は、マザーファンドの運用委託報酬) として、年率0.40% (税抜) が株式会社りそな銀行に支払われます。		
	〔支払方法〕 毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期間末または信託終了のときに、投資信託財産中から支弁するものとします。		
	◆ 上記の運用管理費用 (信託報酬) は、本書作成日現在のものです。		
その他の費用・手数料	<p>その他の費用・手数料として下記の費用等が投資者の負担となり、ファンドから支払われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有価証券売買時の売買委託手数料および組入資産の保管費用などの諸費用</li> <li>・ 信託事務の処理等に要する諸費用 (監査費用、目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用等を含みます。)</li> <li>・ 投資信託財産に関する租税 等</li> </ul> <p>※ その他の費用・手数料の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。</p>		

◆ ファンドの費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

## 税金

- ・ 税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・ 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金 (解約) 時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金 (解約) 時および償還時の差益 (譲渡益) に対して20.315%

◆ 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。少額投資非課税制度「愛称：NISA (ニーサ)」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また20歳未満の居住者などを対象とした同様の非課税措置 (ジュニアNISA) もあります。詳しくは、販売会社にお問合せください。

◆ 法人の場合は上記とは異なります。

◆ 上記は平成28年9月末現在の内容に基づいて記載しています。

◆ 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。